

## [事案 22-33・34] 契約履行請求

・平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

※事案 22-33 と同 22-34 は、親娘が、同一保険会社の同一の保険に加入した契約に関する裁定申立てで、裁定審査会では 2 つの事案について、同時に審理を行った。

### <事案の概要>

募集人（銀行員）から、加入後 3 年で積立金が一時払保険料の 110%になるとの説明を受け、変額個人年金に加入したとして、説明どおりに支払ってほしいと申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 18 年 6 月、募集人（銀行員）の説明を受け、「年金受取総額保証付」の一時払変額個人年金保険に加入した際、募集人から、下記のとおり、3 年経てば 110%になる等の説明があったので、募集人の説明内容に従い、一時払保険料の 110%に該当する金額を支払ってほしい。

- (1) 「株による運用は絶対希望しない」旨何度も伝えていたにもかかわらず、募集人は変額個人年金保険を提案し、その中で「リスクは伴わない」、「加入後 3 年で積立金が一時払保険料の 110%になる」と説明されたが、株や債券で運用するとの説明はなかった。
- (2) 株や債券での運用を行わないことや、元本が保証されることは募集人に確認した。株で運用するとの説明を受けていれば、加入していなかった。

### <保険会社の主張>

代理店（募集銀行）および募集人に対する募集時の経緯等の調査、および申立人との面談を行った結果、下記のとおり確認したので、申立人の要求に応じることは出来ない。

- (1) 募集人は、商品パンフレット等を使用し、申立契約の積立金額が変動し一時払保険料が保証されない（元本割れリスクがある）ことや、特別勘定が国内外の株式・債券を含んだバランスファンドによって運用されること等を申立人に説明した。
- (2) 募集人は、「過去の参考指数による運用シミュレーションをもとにした想定平均運用期間と、想定目標値（申立契約においては一時払保険料の 110%）到達割合」について申立人に説明したが、決して断定的な説明はしていない。
- (3) 3 ヶ月ほど前に、申立人は、娘が同じ内容の保険商品に加入する際に、別の募集人（行員）から商品内容・リスク等の説明を受けていたため、申立人自身が申立契約に加入する際に、「既に商品説明は受けているので説明は必要ない」と申し出があったが、募集人は、商品内容・リスク等について念を押して説明した。
- (4) 申立人は、募集銀行の 2 名の募集人から、計 2 回の商品内容・リスク等の説明を受けており、2 名の募集人が同じように、「加入後 3 年で積立金が一時払保険料の 110%になる」と説明したとは考えがたく、申立人は少なくとも募集時において、商品内容・リスク等を了解のうえ、申込みに至ったものである。

### <裁定の概要>

申立人の主張を法的に構成すると、①一時払保険料の 110%の金額の支払合意に基づく

支払請求、②消費者契約法第4条1項（不実告知・断定的判断の提供）及び同2項（不利益事実不告知）に基づく契約の取消、③民法95条の錯誤に基づく契約無効の主張と解釈し、審理した。

その結果、下記のとおり、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 募集人が申立人に対して申立ての趣旨記載の説明をしたか

下記のとおり、募集人が申立人に対して、3年経過後に110%になると約束していたことも、消費者契約法第4条1項又は同2項に該当する説明を行ったことも認定できない。

a) 申立人は、事情聴取時に募集人がパンフレットを持参しているのを見たことは認めているものの、パンフレットでの説明を聞いた点は否定し、募集人はただ口頭で、「これは5年物だけれども3年後に110%になって返ってくる。」と言ったと述べているが、通常、募集人が商品の説明をする際にパンフレットを申立人に見せながら、それを用いず、口頭で「3年後に110%になる」と具体的な数字を出して説明したとは考え難く、説明はパンフレットを用いて行われたものと推測される。

b) 同パンフレットには、①申立契約が一時払保険料を国内外の株や債券で運用していること、②一時払保険料の保証は15年の確定年金受取によるものであること、③運用期間途中で解約した場合には元本の最低保証はなくなり、運用期間満了後の一括受取の場合、積立金額または元本（基本保険金額）の90%の保証に止まることなどが、一般人が容易に理解できるように記載されている。

c) 申立人が署名・押印した契約申込書・告知書の裏面の「確認書」の欄には「1. 資産は、運用期間中は特別勘定において主に有価証券で運用され、その運用実績に応じて年金額・死亡保険金額・解約払戻金額が変動し、その有価証券の価格や為替の変動等に伴う投資リスクは、契約者に帰属すること。」等の記載があり、生命保険確認書には「9. 変額個人年金については、保険金額が特別勘定の資産運用実績によって変動し、その変動リスクは私自身が負うこと。」との記載もある。

d) 募集人が、パンフレット等を申立人に提示している以上、上記内容に全く反する「株や債券での運用ではない、元本は保証されている、3年で110%になる」という説明を申立人に行ったという事実があったと判断することはできない。

(2) 申立人が元本保証であるなどと誤信したことにつき、錯誤が成立するか

上記のとおり、募集人が説明したと推測されるパンフレット、自ら署名・押印した契約申込兼告知書の裏面の確認書、生命保険確認書によれば、申立契約が、株や債券に投資しリスクのあるものであることや、3年後に110%になるという契約ではないことは明白であり、申立人が上記の内容であると誤信したとは考えられない。

よって、申立人に錯誤があったと認めることはできない、仮に錯誤があったとしても、申立人には重大な過失があったと考えられる。（民法95条但書）